

| 質問要旨 | 答弁要旨 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>問 職員の懲戒処分等について</p> <p>昨年3月議会で、道職員とともに、警察職員の不祥事と処分、公表のありかたについて質問させていただきました。その際高橋知事は、「不祥事の発生防止と道民からの信頼の確保の観点から、効果的公表のありかたを検討する」と答え、昨年6月1日以降、それ以前は非公表としてきた職務に関連しない例も含め、すべて公表対象とし、服務規律の確保に努めてきたと承知をしております。その結果、道警察を除く道の組織での公表範囲が拡充をしております。そこで以下伺います。</p> | |
| <p>(一) 自治体警察の位置付けについて</p> <p>まず確認をさせていただきますけれども、都道府県の警察は、警察庁から独立した組織であり、したがって、懲戒処分の在り方の改正についても自らの権限で行うことができると思うと考えますが、いかがでしょうか。</p> | <p>(警務課長)</p> <p>懲戒処分の在り方に関し、都道府県警察の位置づけにつきましては、警察法に定められているとおりであります。職員の非違に関する監察については、北海道公安委員会から具体的又は個別的な指示を受けることがあります。警察庁長官の指揮監督の対象とされております。</p> <p>また、懲戒処分につきましては、地方公務員法のほか、道の条例等に基づいて、厳正に対処しているところであります。</p> |
| <p>(二) 道警察における、不祥事の発生状況等について</p> <p>独自に処分の対処ができるということでした。</p> <p>道警察における、懲戒処分の対象となった不祥事の発生状況というのは、この5年間でどうだったのでしょうか。何件発生し、どのような処分なのか、非公表の件数もあわせて伺います。</p> | <p>(警務課長)</p> <p>過去5年における懲戒処分の状況についてであります。各年別に申し上げますと、平成24年は37人で、内訳は免職が5人、停職が15人、減給が8人、戒告が9人で、うち非公表は8人であります。</p> <p>平成25年は28人で、内訳は免職が3人、停職が6人、減給が11人、戒告が8人で、うち非公表は5人であります。</p> <p>平成26年は9人で、内訳は免職が1人、停職が3人、減給が2人、戒告が3人で、うち非公表は2人であります。</p> <p>平成27年は22人で、内訳は免職が3人、停職が3人、減給が11人、戒告が5人で、うち非公表が14人であります。</p> <p>平成28年は16人で、内訳は免職が4人、停職が5人、減給が6人、戒告が1人で、うち非公表が6人であります。</p> <p>本年は8月末現在で5人で、内訳は停職が1人、戒告が4人で、うち非公表が2人であります。</p> |
| <p>(三) 平成28年中の懲戒処分に係る非公表の内容について</p> <p>ただ今の答弁で、今年8月末までの非公表の割合というのを計算してみたところ、約3分の1、3.2パーセントに上っています。ただ今答弁のあった、平成28年、2016年中の懲戒処分のうち、非公表とされた6件がありました。これはどのような事案なのか、具体的な詳細にお答え願いたいと思います。</p> | <p>(警務課長)</p> <p>道警察において非公表とした懲戒処分についてであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部内職員に対し、不適切な言動等をした異性関係不適切等事案 ・ 部内異性に対し、強いてわいせつな行為をした強制わいせつ事案 ・ 車両を運転中、信号無視等をした道路交通法違反等事案 ・ 警察職員としてふさわしくない飲酒に関する不適切な行為をした事案 ・ 条例に抵触する卑わいな行為等をした条例違反等事案 ・ 駐車場に放置された自転車を横領した占有離脱物横領事案 |

四 平成28年度の懲戒処分に対する認識等について

今、懲戒処分の非公表の内容というのが、道警察から初めて議会に示されたわけですが、大変驚きました。

答弁された信号無視は道路交通法違反であって、取締りの対象です。放置自転車の横領は刑法に定められた犯罪ではありませんか。部内職員への不適切な言動、加えて特に、部内の異性に対する強制わいせつというのは、人間の尊厳を踏みにじる許しがたい犯罪です。どう受け止めていらっしゃるのでしょうか。

また、公表する必要はない道警察は言っていますけれども、道民理解が得られるとお考えなのかどうか、見解を伺います。

でございます。

(警務部長)

ただ今のご質問でございますけれども、犯罪を取締るべき立場にある警察官が、このような事案を発生させたことにつきましては、道民の皆様の警察に対する信頼を損なう、極めて深刻な事態であると、重く受け止めてございます。

同種事案の絶無を期してまいりる必要があるとも感じているところでございます。

加えまして、これにつきましての公表についてでございますけれども、道警察といたしましては従来より、「職務執行上の行為及びこれに関する行為に係る懲戒処分」と、それから「私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分」について公表を行うということとしているほか、行為の態様でありますとか、行為の公務内外に及ぼす影響、それから職員の職責、こういったことを勘案し、国民・道民の信頼を確保するために発表することが適當であると認められる場合については、公表を行うという考え方であります。

ただし、公表の例外といたしまして、被害者その他の関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ないと考えられる場合につきましては、公表を行わないこととしております。

このような考え方により、引き続き、道民の理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

(指摘)

今は指針の説明をされただけで、本当に重く受け止めているのかどうか、疑念が残るところです。こうしたことを非公表にしたままでは、道民からの信頼回復というものには誠遠いと指摘をせざるを得ません。

五 公表基準の見直しについて

知事部局では、2016年度の懲戒処分から、すべて公開となっています。その見直しによって、昨年度まで非公表だった11件が公表されて、セクハラなども公表されるようになりました。

一方、道警察では、公表のありかたの見直しが行われていないため、非公表のままなんですね。道警察は、こうした経過をどのようにとらえていますか。

六 懲戒処分の発表の指針見直しについて

答えなくとも、重大な关心を持つべきだというふうに思います。道だけではなくて、ほとんどの県で公表が行われている事実をしっかりと見るべきだという風に私は考えます。

北村本部長は、「警察庁の懲戒処分の発表の指針を参考にする」とご答弁されただけで、何ら、道警察自らの考えを明らかにされていないという風に考えております。

知事部局が遅まきながら、知事の判断で「指針」を改正した今こそ、道警察も、早急にですね、公表のありかたを見直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

七 公表基準の見直しについて

非公表の部分は、先ほど議会で答弁されているわけですよ。これ、インターネット中継されてますからね。で、そのことによって何か不利益を感じたりしますか。自ら発表することによって、かえって警察本部への信頼というのが高まるんじゃないかなという風に考えるところです。

(警務課長)

知事部局における公表基準の見直しについてであります、知事部局の懲戒処分の公表の在り方について、道警察としてお答えをする立場にはございません。

(警務課長)

懲戒処分の公表についてでございますが、道警察といたしましては「職務執行上の行為及びこれに関する行為に係る懲戒処分」、それと「私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分」について、発表を行うこととしていますほか、「行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適當であると認められる懲戒処分」について、発表を行うという考え方でございます。

ただし、公表の例外といたしまして、被害者その他の関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合には、発表を行わないこととしております。

(警務課長)

公表基準の見直しに関連してであります、懲戒処分につきましては、道警察では、これまで厳正な処分に努めております。

他府県警察で、職務に関係しない事案も含めて、すべて公表しているという事実はないものと承知しております。

道警察は、法に基づく取締り権限をもつ組織であって、厳正な処分を前提にしてこそ、道民から信頼を得ることができるのではないか。ところが、今はそういう状況とはいがたいと考えております。処分の公表は単なる公表にとどまらず、組織的問題や冤罪防止の検証の機会ともなり、当然再発の抑止効果を期待できるものであります。また、そうでなければ、公表する意味というのが弱まってしまいます。

道警察は見直しに否定的ですけれども、他の県警では、すでに職務に関係しない事案も含めてすべて公表している事実があるという風に聞いております。道警察は、承知しておりますか。

また、他の県警の実態を聞き取るなどして、今後の見直しの参考にすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(指摘)

全部調べて、聞き取りをしてそう答えていらっしゃるんですか。いくつかの県警では、すでに、開示請求の対象と同じ内容でリリースしていると、このように聞いております。これならばできるのではないか。指針を変えなくても、運用の範囲ができるのではないかと。

これ、調べてみて下さい。これまでの取組で効果が出ているならまだしも、調べて見習うべきところは率先して道警察が取り組むべきだという風に考えております。

(八) 連続する不祥事について

道警察における不祥事は2014年を底に、増加をしてきています。道警察においては、警察官による情報漏えいの疑いで摘発された現職、現職の警察官ですよ、現職の警察官が、15年以降3人目となって、毎年繰り返されております。

報道もされているわけすけれども、どのような案件か、具体的にご説明下さい。

(九) 連続する情報漏洩事案に対する認識について

本当に驚くべき事態です。いずれも大麻の取引などの薬物銃器対策、暴力団の捜査など、重要犯罪に関わる情報漏えいです。取り締まるべき警察組織への信頼を失うとともに、住民の安全を脅かす事態を招くことにつながりかねない、極めて深刻な事態といえます。

15年前の事件、皆さんもうお忘れになつたり、承知していない方もいらっしゃるかもしれませんけども、こうした事案というのは過去にあって、そして全国に衝撃を与えるような事件がこの北海道で起こって、そしてその後も繰り返されているということなんですね。だからこれは、本当に極めて深刻に受け止めるべきだという風に考えます。

こうした事態が繰り返されることを、道警察は、どう受け止めて、その責任というものをどう感じいらっしゃるのか伺います。

道警察の懲戒処分については、先程申し上げた考え方で公表してまいります。

(警務課長)

ただいま、ご質問のありました3件につきましては、

- ・ 1件目は、平成27年に、札幌方面中央警察署の警部補が、暴力団関係者に対し、詐欺事件の捜査情報を漏らし、また、元警察官に、特定の個人の暴力団としての登録の有無を漏らした事件
- ・ 2件目は、平成28年に、警察本部薬物銃器対策課の警部補が、覚醒剤密売仲介者に対し、薬物事件捜査情報を漏らした事件
- ・ 3件目は、本年9月に、函館方面函館西警察署の巡査部長が、大麻とみられるものを譲り渡した知人に、車両所有者照会の結果を漏らした事件

で、いずれも免職処分としました。

(警務課長)

情報漏えい事案に対する認識についてであります、犯罪を取締るべき立場にある警察官が、このような事案を発生させておりることは、道民の皆様の警察に対する信頼を損なう極めて深刻な事態であると、重く受け止めております。

同種事案の絶無を期してまいる必要があると感じております。

(イ) 免職処分の増加について

警務課長からの答弁でしたけれども、もう少し重く受け止めて答弁していただきたかったなと、ちょっと残念に思うところですが。

昨年は、4人の警察官が、懲戒免職処分となっております。この5年間で2番目に多くなっているわけです。

不祥事の重さというのをどうお考えになつていらっしゃるのか。また、こうしたことがなぜ毎年毎年繰り返されていくのか。その理由や背景についてはどのようにお考えか伺います。

(ロ) 再発防止対策の実施状況について

そうしたことを繰り返してきたわけですかけれども、果たして効果が上がっていると言えるのでしょうか。そう言いがたい状況ではないかと考えます。

本部長は昨年3月の質問のときに、「同種事案の再発防止のため、必要な諸対策を推進する」と、こう答弁されていたわけですが、どのような対策をとってこられたのか、そしてその効果についてはどのようにお考えになつていらっしゃるのか伺います。

(ハ) 不祥事の再発防止と信頼回復に向けた取り組みについて

今年の分は年度途中ですから、この後どうなるかというのはわかりませんけれども、議会でもこうした議論がなされてきているので、こうしたことでも一定の抑止効果になっているのかもしれません。

しかし、残念ながら、顕著な効果を上げているというふうにはなかなかないのではないかという風に思います。

先ほどの答弁にもあったように、免職になっているものについてはいずれも、暴力団関係者、覚醒剤密売、銃器対策など重要犯罪に関わるものばかりでした。

道警察は、こうした続発する自らの不祥事に対して、いっそですね、厳正に対処すべきではないかと考えるところです。また、不祥事の再発防止と信頼回復に向けて、今後どう取り組まれるのか、伺います。

(指摘)

警務部長からご答弁いただいたわけですが、これまで私どもの質問に対して、不祥事根絶に向けて組織改革や再発防止を繰り返し約束をしてきたのが道警察でした。しかし、今日の議論のとおり、銃器薬物をめぐる重要犯罪における情報漏えいなどが続発をし、不祥事が起きる度に「いつまで繰り返すのか」と道警察への批判。道警察は批判の目にさらされていることになります。

特に北海道警察は、13年前、捜査用報償費等の裏金問題でその不正経理が明らかになり、2002年にも、先ほど申し上げましたが銃器対策で事件がありました。これらのことことが題材にされてですね、小説や映画まで制作をされて、全国への影響というのは非常に大きかったわけです。しかし裏金問題については、一定程度、といったら失礼ですね。裏金問題については、不正経理を根絶するんだということで取り組んで、そして、全国でも北海道警察に見習った取組というのが波及させることができたわけですよ。こうしたことこの不祥事の問題でもできないかと、私は提案させていた

(警務課長)

非違事案の重さ等についてありますが、免職処分の対象となるような重大な非違事案の発生は、道民の皆様の警察に対する期待と信頼を著しく損なう深刻な事態であると考えております。

これらの非違事案は、社会人としての倫理観や警察職員としての自覚の欠如によるものであり、職務倫理教養を繰り返し実施することで、倫理観の醸成と職責の自覚を促すとともに、これらを原因とした非違事案の発生を防止するために、人事管理及び業務管理を徹底していく必要があると考えております。

(警務課長)

再発防止対策の実施状況についてありますが、道警察におきましては、これまで非違事案の根絶に向けて、高い倫理観を保持するための職務倫理教養を徹底するとともに、継続的に職員の身上把握・指導監督に努め、非違事案につながりやすい業務上の問題点の是正や改善を行うなど、人事管理・業務管理の徹底を図っているところであります。

懲戒処分者数は、8月末でみると、平成27年が12人、平成28年が15人、そして平成29年が5人となっております。

(警務部長)

再発防止と信頼回復に向けた取り組みについてのご質問でございますが、道警察といたしましては、これまで非違事案につきましては、厳正に対処してまいりたところでございますけれども、再発防止に向けた諸対策の徹底をさらに図り、その実効性を高めるということで、非違事案の絶無を期すとともに、北海道の治安向上に着実に成果をあげることで、道民の皆様の信頼を回復することができるよう、職員全員が一丸となって、取り組んでまいり所存でございます。

だいております。そのときに私は、組織的な見直しを、裏金問題に対してね、求めてきた一人でもあるものですから。そうしたことでの私は提案をしているわけです。

これまで開示請求を求めた場合にだけ公表をしてきた不祥事事案を、道警察自らが公表していく、組織の透明性を高めるということになればですね、自浄作用を發揮して抑止効果を高めることにつながるのではないかと、このように考えております。道民の目線で検証することにも当然つながっていくわけですね。

今回は、見直しに至りませんでしたが、今警務部長が不祥事の絶無に向けた諸対策によって実効性を高めていくと、このように答弁されましたので、推移を注目してまいりたいという風に思います。

本部長、私、道警察のほとんどの警察官や職員の皆さんには、昼夜を分かたず誠実に職務に向き合って、そして日常的に道民の生活を守るだけではなく、災害のときは被災地に行く、それから交通事故防止などにも取り組んで、今は詐欺防止にもお年寄りの立場で頑張っていらっしゃることは、十分承知しております。その上で、北村本部長が先頭に立って、不退転の決意で、不祥事の根絶を実現するよう、今日は指摘をしておいて、答弁は次の機会に伺いたいと思いますので、宜しくご検討をお願いいたします。